

女性活躍推進法に関する情報公開

・期間 2025 年度(2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日)

1.「管理職に占める女性労働者の割合:15.2%」2.「男女の平均継続勤務年数の差異:男性 19.0 年、女性 12.2 年(6.8 年差)」

(職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備)

※女性の平均勤続年数÷男性の平均勤続年数 64.4%

3.「男女の賃金の差異」

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	42.7%
正社員	70.6%
正社員以外	77.4%

・全労働者 1,941 名の内、1,369 名が女性のパートタイマーのため、女性全体の平均賃金を押し下げる要因となっている。このため区分ごとに大きな格差はないが、全労働者の比較では賃金差異が出ている。

4.「採用した労働者に占める女性労働者の割合」

(女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供)

区分	採用した労働者に占める女性労働者の割合
全労働者	83.8%
正社員	75.0%
正社員以外	84.1%

「男性の育児休業等と育児目的休暇の取得割合」 2025 年度 100 %

・配偶者が出産した男性労働者数 3 名

育児休業等 + 育児目的休暇を取得した男性労働者の合計数 3 名